

改正決定のお知らせ

山形県最低賃金

22円UP ↑

時間額

739円

平成29年10月6日から

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

【注】特定の産業(①「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行782円」、②「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行798円」、③「自動車・同附属品製造業：現行797円」、④「自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)：現行801円」の4つの産業)で働く労働者には山形県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

ご不明な点がございましたら、山形労働局労働基準部賃金室☎023-624-8224
又は、最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

■ 山形労働基準監督署 ☎023-624-6211

■ 米沢労働基準監督署 ☎0238-23-7120

■ 村山労働基準監督署 ☎0237-55-2815

■ 庄内労働基準監督署 ☎0235-22-0714

■ 新庄労働基準監督署 ☎0233-22-0227

厚生労働省 山形労働局・労働基準監督署

最低賃金キャッチフレーズ募集！

山形労働局では、本年度の最低賃金を、広く県内の使用者・労働者をはじめ社会一般に周知するため、「最低賃金キャッチフレーズ」を募集します。

【募集するキャッチフレーズの内容】

「最低賃金」「739円」等をキーワードとした作品を応募ください。

【本年度の山形県最低賃金739円（10月6日発効）を分かりやすく表現した作品を応募ください。】

【応募資格】

- ・山形県内在住者

【入賞】

入賞 1点
佳作 2点以内

《入賞作品は山形労働局が作成するポスター・リーフレット等に使用を予定しています！》

【応募方法】

- ・ファックシミリによる応募

《キャッチフレーズ記載欄》に作品・必要事項を記入し、山形労働局賃金室（Fax023-624-8345）あてご応募ください。

- ・郵送による応募

郵送の場合は、山形労働局賃金室（〒990-8567 山形市香澄町3-2-1）あてご応募ください。

【応募締切】

平成29年10月20日（金）まで

【作品応募先・問合せ先】

山形労働局賃金室（990-8567山形市香澄町3-2-1）

☎023-624-8224 Fax023-624-8345

※ 詳しい募集要領は山形労働局ホームページに掲載してあります。

《キャッチフレーズ記載欄》 ※この面をそのままファックスください！

山形労働局賃金室 あて（Fax023-624-8345）

id-0918

《最低賃金キャッチフレーズ》

ふりがな 応募者のお名前	
所属事業場名 (個人で応募の場合は空欄で結構です。)	
所属事業場の住所 (個人で応募の場合は住所をご記入ください。)	
連絡先の電話番号 (事業場・自宅) ←何れかに○を付けてください。)	

はじまります、「無期転換ルール」

平成25年4月1日以降、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

詳しくは、山形労働局雇用環境・均等室 電話023-624-8228まで